- 1 預かり保育料の実施時間及び保育料の変更について
- (1) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第1(第5条関係)抜粋

預かり保育の実	預かり保育の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)				
施区分		第1階層及び第2階層に 第3階層に該当する世帯 第4階層に該当する				
		該当する世帯				
午前	午前8時から正午まで	0円	400円	800円		
午後	正午から午後4時まで	0円	400円	800円		
終日	午前8時から午後4時まで	0円	800円	1,600円		

(新)

預かり保育の実	預かり保育の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)				
施区分		第1階層及び第2階層に	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯		
		該当する世帯				
午前	午前8時30分から正午まで	0円	350円	700円		
午後	正午から午後4時まで	0円	400円	800円		
終日	午前8時30分から午後4時	0円	750円	1500円		
	<u>まで</u>					

(2) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第2(第5条関係)

(旧)

(旧)

預かり保育の	延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)				
<u>実施幼稚園</u>		第1階層及び第2階層に	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世		
		該当する世帯		<u>帯</u>		
幼稚園(西谷幼	30分(30分未満は30分とみな	0円	50円	100円		
稚園を除く。)	<u>す。)</u>					
西谷幼稚園	30分(30分未満は30分とみな	0円	50円	100円		
	<u>す。)</u>					
	1時間(30分を超え1時間未満	0円	100円	200円		
	は1時間とみなす。)					
	1時間30分(1時間を超え1時間	0円	<u>150円</u>	<u>300円</u>		
	30分未満は、1時間30分とみな					
	<u>す。)</u>					
	l .	l .	t .			

(新)

Zボ 巨 手川 田 0土 田	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)						
延長利用時間	1八日	たりの預かり休月の延安村金	(口領)				
	第1階層及び第2階層に該当	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯				
	する世帯						
30分(30分未満は30分とみなす。)	0円	<u>50円</u>	100円				

各年5月1日現在(単位:人)

	区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	参考 (定員)
	0歳児	0	1	0	1	3	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	3 (0)
	1歳児	2	2	6	3	5	6	4	3	5	3	4	1	2	4	3	4 (1)
保	2歳児	3	3	2	9	6	5	6	3	3	5	5	6	1	2	4	5 (1)
保育施設	3歳児	4	5	7	2	6	7	7	6	4	3	5	6	6	2	2	6 (1)
設	4歳児	2	4	5	8	2	7	7	7	7	5	3	7	7	7	3	6 (1)
	5歳児	1	2	4	4	8	3	7	7	7	7	4	3	7	7	7	6 (1)
	計	12	17	24	27	30	29	34	28	27	23	21	24	24	22	20	30 (5)
	3歳児					7	8	4	10	5	5	5	10	4	2	2	
幼稚	4歳児	10	6	10	7	8	9	8	2	10	10	1	3	9	3	1	
園	5歳児	14	10	5	11	8	8	9	8	1	1	4	1	3	8	2	
	計	24	16	15	18	23	25	21	20	16	16	10	14	16	13	5	
	0歳児	0	1	0	1	3	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	
西 谷	1歳児	2	2	6	3	5	6	4	3	5	3	4	1	2	4	3	
認定	2歳児	3	3	2	9	6	5	6	3	3	5	5	6	1	2	4	
西谷認定こども	3歳児	4	5	7	2	13	15	11	16	9	8	10	16	10	4	4	
も 園	4歳児	12	10	15	15	10	16	15	9	17	15	4	10	16	10	4	
計	5歳児	15	12	9	15	16	11	16	15	8	8	8	4	10	15	9	
	計	36	33	39	45	53	54	55	48	43	39	31	38	40	35	25	

[※] 平成23年に保育施設の定員枠を12名から30名に拡充。

議案第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例(平成23年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

午前8時から正	0 円	400円	800円
午まで			

を

Γ

午前8時30分	0 円	350円	700円
から正午まで			

に、

Γ

午前8時から午	0 円	800円	1,600円
後4時まで			

を

Γ

午前8時30分	0 円	750円	1,500円
から午後4時ま			
で			

に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)					
	第1階層及び第2階	第3階層に該当す	第4階層に該当す			
	層に該当する世帯	る世帯	る世帯			
30分(30分未満	0円	50円	100円			
は30分とみな						
す。)						

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の保育の実施に係る預かり保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例(平成23年条例第34号)新旧対照表 (現行)

別表第1(第5条関係)

預かり保	預かり保育	預かり	預かり保育	1人当た	りの預かり保育	料(日額)
育の実施	の実施時期	保育の	の実施時間	第1階層及	第3階層に	第4階層に
幼稚園		実施区		び第2階層	該当する世	該当する世
		分		に該当する	帯	帯
				世帯		
,		 /////////] [****	
西谷幼稚		1////////	<u> </u>		*****	
園園	長期休業日	午前	午前8時から	0円	400円	800円
			正午まで			
		午後	正午から午	0円	400円	800円
			後4時まで			
		終日	午前8時から	0円	800円	1,600円
			午後4時まで			

備考 (略)

別表第2(第5条関係)

預かり保	延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)					
育の実施		第1階層及び第2	第3階層に該当す	第4階層に該当す			
幼稚園		階層に該当する	る世帯	る世帯			
		<u>世帯</u>					
幼稚園(西	30分(30分未満は30分	0円	<u>50円</u>	100円			
谷幼稚園	とみなす。)						
<u>を除く。)</u>							
西谷幼稚	30分(30分未満は30分	0円	<u>50円</u>	<u>100円</u>			
園	とみなす。)						
	1時間(30分を超え1時	0円	<u>100円</u>	200円			
	間未満は1時間とみな						
	<u>す。)</u>						
	1時間30分(1時間を超	0円	<u>150円</u>	300円			
	え1時間30分未満は、1						
	時間30分とみなす。)						

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第5条関係)

預かり保	預かり保育	預かり	預かり保育	1人当たりの預かり保育料(日額)		
育の実施	の実施時期	保育の	の実施時間	第1階層及	第3階層に	第4階層に
幼稚園		実施区		び第2階層	該当する世	該当する世
		分		に該当する	帯	帯
				世帯		
,		11111111			*****	
西谷幼稚		11111111			>>>>>>>>	
	長期休業日	午前	午前8時30分	0円	350円	700円
			から正午ま			
			<u>で</u>			
		午後	正午から午	0円	400円	800円
			後4時まで			
		終日	午前8時30分	0円	<u>750円</u>	1,500円
			から午後4時			
litte for /mfr			<u>まで</u>			

備考 (略)

別表第2(第5条関係)

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)				
	第1階層及び第2	第3階層に該当す	第4階層に該当す		
	階層に該当する	る世帯	る世帯		
	<u>世帯</u>				
30分(30分未満は30分	0円	<u>50円</u>	<u>100円</u>		
<u>とみなす。)</u>					

備考 (略)